

## 宮古島市EVカーシェアリング貸渡約款

### 第1章 総則

#### (約款の適用)

第1条 本市は、宮古島市EVカーシェアリング貸渡約款（以下「約款」という。）の定めるところにより、EVカーシェアリングを利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）に貸渡すものとし、利用団体はこれを借り受けるものとする。なお、約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとする。

### 第2章 利用予約

#### (利用予約の申込)

第2条 利用団体は、電気自動車を借りるにあたって、約款に同意のうえ、宮古島市EVカーシェアリング車両貸付申込書（様式1）により、別に定める期日までに利用団体名、借用日時、その他必要事項（以下これらを「借受条件」という。）を明示して利用の申し込みを行わなければならない。

- 2 本市は、利用団体から申し込みがあったときは、十分な審査のうえ、宮古島市EVカーシェアリング車両貸付通知書（様式2）をもって応ずるものとする。
- 3 前項の場合において、本市は、貸渡条件を付すことができる。
- 4 前3項の規程は、利用予約の変更について準用する。

#### (利用予約の取消等)

第3条 利用団体は、別に定める方法により、予約を取り消すことができる。

- 2 利用団体が、自己の都合により、予約した借受開始時間を1時間以上経過しても借用の手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとする。
- 3 事故、盗難、不返還、リコール、天災、利用団体又は本市のいずれの責にもよらない事由により借用手続きがされなかったときは、利用予約は取り消されたものとする。

### 第3章 借用の手続きと貸渡し

#### (借用手続)

第4条 借受人は借受条件を明示し、本市は貸渡条件を明示して借用手続を行うものとする。ただし、貸し渡すことができる電気自動車が無い場合、又は利用団体及び借受運転手（以下「借受人」という。）が次条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 2 利用団体は借受する際、運転免許証（注1）を提示しなければならない。

(注1) 運転免許証とは、道路交通法第92条第1項に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいう。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準ずるものとする。

3 本市は、借用の手続きにあたり、借受期間中に借受運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めるものとする。

(借用手続きの拒絶)

第5条 借受運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、借用の手続きを行うことができないものとする。

- (1) 運転免許証の提示がないとき
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき
- (4) チャイルドシートがないにもかかわらず、6歳未満の幼児を同乗させるとき
- (5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又は、その他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- (6) 借用目的が営利、宗教目的と認められるとき

2 借受運転手が次の各号のいずれかに該当するときは、本市は借用の手続きを拒絶することができるものとする。

- (1) 予約に際して定めた借受運転者と借用手続き時の借受運転手が異なるとき
- (2) 過去の貸渡において、第9条第1項各号に掲げる行為があったとき
- (3) 過去の貸渡において、第13条第1項に掲げる行為があったとき
- (4) 過去の貸渡において、約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があるとき
- (5) 別に明示する条件を満たしていないとき
- (6) その他、本市が適当でないと認めたとき

3 前2項の場合において、借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消があったものとして取扱うこととする。

(借受条件の変更)

第5条 借受運転手は、借用の手続き後、借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ本市の承諾を受けなければならない。

2 本市は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがある。

(免責)

第6条 本市は、天災、事故、盗難、他の利用者による返却の遅れ、その他の不可抗力により、電気自動車の貸渡しができないとき、利用者に生じた損害について一切の責を負わないものとする。

#### 第4章 使用

(管理責任)

第7条 借受人は、電気自動車の引渡しを受けてから貸出店に返還するまでの間（以下「使用中」という。）、善良な管理者の注意義務をもって電気自動車を使用し、保管するものとする。

(禁止行為)

第8条 借受人は、使用中に次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 電気自動車を自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること
- (2) 電気自動車を所定の用途以外に使用し、又は利用申込書に記載された運転者以外に運転させること
- (3) 電気自動車を転貸し、又は他に担保の用に供する等、本市の権利を侵害することとなる一切の行為をすること
- (4) 電気自動車の自動車登録番号標若しくは車両番号標を偽造若しくは変造し、又は電気自動車を改造若しくは改装する等その現状を変更すること
- (5) 本市の承諾を受けることなく、電気自動車を各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること
- (6) 法令又は公序良俗に違反して電気自動車を使用すること
- (7) 本市の承諾を受けることなく電気自動車について損害保険に加入すること
- (8) 電気自動車内で喫煙行為を行うこと
- (9) 電気自動車内にペットその他動物を持ち込むこと
- (10) その他借受条件又は貸渡条件に違反するような行為をすること

2 本条、次条又は第15条に該当する場合で、刑法に違反する行為があった場合は、本市は法的手続きを開始することがある。

(違法駐車の場合の措置等)

第9条 借受運転手は、使用中に電気自動車に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、当該運転手は、警察署に出頭して直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取などの諸経費を負担するものとする。

2 本市は、警察から電気自動車の放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人に連絡

し、速やかに電気自動車を移動させ、若しくは引き取るとともに、電気自動車の借受期間満了時又は本市の指示する時までには警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人はこれに従うこととする。なお、本市は、電気自動車が警察により移動された場合には、本市の判断により自ら電気自動車を警察から引き取る場合があるものとする。

3 本市は、前項の指示を行った後、本市の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書、納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人に対して前項の指示を行うものとする。また、本市は借受人に対し、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の本市所定の文書（以下「自認書」という。）に自ら署名するように求め、借受人はこれに従うものとする。

4 本市は、宮古島市個人情報保護条例（平成17年条例第10号）に基づき、本市が必要と認めた場合は、警察に対して自認書、利用許可書等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人に対する放置駐車違反に係る責任追及のため必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書、自認書、利用許可書等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的処理をとることができるものとし、借受人はこれに同意するものとする。

5 本市が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、本市は借受人に対し、次に掲げる金額（以下、「放置違反関係費用」という。）を請求するものとする。この場合は、借受人は、本市の指定する期日までに放置違反関係費用を支払うものとする。

（1）放置違反金相当額

（2）探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6 本市が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人が本市の指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、本市は損害賠償等の法的措置をとるものとする。

7 第1項の規程により借受人が違法駐車に係る反則金を納付すべき場合において、当該借受人が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の本市の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の本市の求めに応じないときは、本市は第5項に定める放置違反関係費用に充てるものとして、当該借受人から、本市が別に定める額の放置違反関係費用を申し受けることができるものとする。

- 8 借受人が、第5項に基づき本市が請求した金額を本市に支払った場合において、借受人が、当該違法駐車に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取消され、本市が放置違反金の還付を受けたときは、本市が既に支払いを受けた放置違反金を借受人に返還するものとする。

## 第5章 返還

### (返還責任)

第10条 借受人は、電気自動車を借受期間満了時までには本市に返還するものとする。

- 2 借受人が前項の規定に違反し、本市に損害を与えたときは、本市に与えた一切の損害を賠償するものとする。
- 3 借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内に電気自動車を返還することができない場合には、本市に生ずる損害について責を負わないものとする。この場合、借受人は直ちに本市に連絡し、本市の指示に従うものとする。

### (返還時の確認等)

第11条 借受人は、通常の使用による劣化、摩耗等を除き、引渡時の状態で返還するものとする。

- 2 借受人は、電気自動車の返還にあたって、宮古島市EVカーシェアリング車両借用書(様式3)及び、宮古島市EVカーシェアリング運転日報兼アンケート(様式4)を提出するものとする。
- 3 借受人は、電気自動車の返還にあたって、電気自動車に借受人又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、本市は、電気自動車の返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとする。

### (不返還となった場合の措置)

第12条 本市は、借受人が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所に電気自動車を返還せず、かつ、本市の返還要求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的処置をとるものとする。

- 2 本市は、前項に該当することとなったときは、電気自動車の所在を確認するため、借受運転手が所属する団体、当該運転手の家族、親族、勤務先などの関係者への聞取り等を含む必要な措置をとるものとする。
- 3 第1項に該当することとなった場合、借受人は、本市に与えた損害について賠償する責任を負うほか、電気自動車の回収及び借受人の探索に要した費用を負担するものとする。

## 第6章 故障、事故、盗難時の措置

### (故障発見時の措置)

第13条 借受運転手は、使用中に電気自動車の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、本市に連絡するとともに、本市の指示に従うものとする。

### (事故発生時の措置)

第14条 借受運転手は、使用中に電気自動車に係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。

- (1) 直ちに事故の状況等を警察署及び本市に報告し、その指示に従うこと
- (2) 前号の指示に基づき電気自動車の修理を行う場合は、本市が認めた場合を除き本市の指定する工場で行うこと
- (3) 事故に関し本市及び本市が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類を遅滞なく提出すること
- (4) 事故に関し相手方と示談その他合意をするときは、あらかじめ本市の承認を受けること

2 借受人は、前項のほか自らの責任において、事故の処理、解決をするものとする。

### (盗難発生時の措置)

第15条 借受運転手は、使用中に電気自動車の盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること
- (2) 直ちに被害状況等を本市に連絡し、本市の指示に従うこと
- (3) 盗難、その他の被害に関し本市及び本市が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること

### (使用不能による借受期間の終了)

第16条 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下、「故障等」という。）により電気自動車を使用できなくなったときは、借受期間は終了するものとする。

2 借受人は、前項の場合、電気自動車の引き取り、修理等に要する費用を負担するものとする。

3 故障等が借受人、又は本市のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、本市は前項の費用負担を求めないものとする。

4 借受人は、電気自動車を使用できなくなったことにより生じる損害について本市に対し、いかなる請求もできないものとする。

## 第7章 賠償及び補償

### (賠償)

第17条 借受人は、借受運転手が借り受けた電気自動車の使用中に第三者又は本市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、本市の責に帰すべき事由による場合を除く。

- 2 前項の本市の損害のうち、事故、盗難、借受人運転者の責に帰すべき事由による故障、電気自動車の汚損、臭気等により本市がその電気自動車を利用できないことによる損害については本市の定める賠償金額によるものとし、借受人はこれを支払うものとする。

### (補償)

第18条 借受人が前条第1項の賠償責任を負うときは、借受運転手本人が加入する自動車保険（他車運転危険担保特約等）を優先して使用するものとする。

- 2 前項の規定において、運転手が自動車保険に加入していない、又は他車運転危険担保特約等が優先して使用できない場合には、本市が電気自動車について締結した保険契約により、次の限度内の保険金が支払われるものとする。

- (1) 対人補償 1名につき無制限
- (2) 対物補償 1事故につき無制限
- (3) 車両補償 1事故につき350万円
- (4) 搭乗者補償 運転手について、1名につき3000万円

- 3 保険約款の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金は支払われないものとする。

- 4 約款に違反した場合には、第1項に定める保険金は支払われないものとする。

- 5 保険金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額を超える損害については、借受人の負担とする。

- 6 本市が借受人の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は、直ちに本市の支払額を本市に弁済するものとする。

## 第8章 借用の解除

### (借用の解除)

第19条 本市は、借受人が使用中に約款に違反したとき又は第5条第1項各号及び同条第2項各号のいずれかに該当することになったとき若しくは判明したときは、何らかの通知、催告を要せずに借用を解除し、直ちに電気自動車の返還を請求することができるものとする。

2 前項の場合において、本市は、使用を解除することによって借受人に生じる一切の責を負わないものとする。

#### 第9章 個人情報

(個人情報の利用目的)

第20条 本市が借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。

- (1) 本事業の貸出義務に準じた事項を遂行するため
- (2) 貸出の手續きに際して借受人に関し、本人確認及び審査を行うため
- (3) 利用者の満足度向上策の検討を目的として、借受人にアンケート調査等を実施するため
- (4) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため

2 第1項各号に定めていない目的で個人情報を取得する場合には、あらかじめ借受人に対して、その目的を明示して行うこととする。

#### 第10章 雑則

(約款及び細則)

第21条 本市は、予告なく約款及び細則を改訂し又はこの約款の細則を別に定めることができるものとする。この細則は約款と同等の効力を有するものとする。

2 本市は、別に細則を定めたときは、利用団体に対し本市のホームページ等によって通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

(合意管轄裁判所)

第22条 約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、本市所在地を所管する裁判所をもって管轄裁判所とする。

#### 附 則

約款は、平成24年2月1日から施行する。